



|                         |                                                                                                                                  |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| タイトル<br>Title           | 現代ロシア社会と法ニヒリズム : ズヴァギンツェフ『リヴァイアサン』を観る("Legal Nihilism" in Contemporary Russia : Reviewing Andrey Zvyagintzev's Film "Leviathan") |
| 著者<br>Author(s)         | 渋谷, 謙次郎                                                                                                                          |
| 掲載誌・巻号・ページ<br>Citation  | 神戸法學雑誌 / Kobe law journal,67(3):1-41                                                                                             |
| 刊行日<br>Issue date       | 2017-12                                                                                                                          |
| 資源タイプ<br>Resource Type  | Departmental Bulletin Paper / 紀要論文                                                                                               |
| 版区分<br>Resource Version | publisher                                                                                                                        |
| 権利<br>Rights            |                                                                                                                                  |
| DOI                     |                                                                                                                                  |
| JaLCDOI                 | 10.24546/81010047                                                                                                                |
| URL                     | <a href="http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/81010047">http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/81010047</a>              |

神戸法学雑誌第六十七巻第三号二〇一七年十二月

# 現代ロシア社会と法ニヒリズム

## ——ズヴァギンツェフ『リヴァイアサン』を観る——

渋谷 謙次郎

### 目次

1. はじめに：法ニヒリズムとは
2. ズヴァギンツェフ『リヴァイアサン』
3. ロシア＝リヴァイアサンの構図
4. 不在の「法維持機関」と「掟の門」
5. 「ヨブ記」とリヴァイアサン
6. まとめにかえて：法ニヒリズムとアウトロー

### 1. はじめに：法ニヒリズムとは

ロシアの伝統的な法意識・法観念を体現する用語に「法ニヒリズム」  
правовой нигилизм, Rechtnihilismusがある<sup>(1)</sup>。それは、古くからは——少なく

- 
- (1) ドイツ語文献でRechtnihilismusという用語が出てくるのは、たいていロシアや旧ソ連の法文化的諸問題を論じている場合のロシア語からの「翻訳語」であって、ドイツ法関連の用語としては何ら一般的な用語ではない。このことから「法ニヒリズム」という言い方自体、相当ロシア的であるということにな

ともロシア革命前にさかのぼるが——民衆の法ニヒリズム（法とは権力者が自分たちを痛めつける道具、国家法よりも共同体の掟の優越など）、統治者の法ニヒリズム（権力は法に縛られない、役人の横暴や法の無視）、さらにはインテリゲンツィヤの法ニヒリズム（法とは特殊利害を普遍的にみせかける階級支配イデオロギー、共産社会における「法の死滅」論など）という具合に、いくつかの層に分けて考えてみることもできるだろうし、また、こうした法に対する否定的な構えについて、他ならぬ人々の意識といった主観的な側面に注目するものや、客観的な法的/非法的現象に注目する見方もあり得よう。<sup>(2)</sup>ともあれ、

---

る。英語では強いていえば、**legal nihilism**となるが、これも英米法関係の文献では、ほとんど使用されない。

- (2) ゲルツェン（Герцен）は19世紀半ばに次のように指摘していた。「ロシアの国民は共同体の生活だけを知っていた。彼らは共同体との関係においてのみおのれの権利と義務とを理解していた。共同体のそとには彼らは義務をみとめず、ただ暴力のみを見る。彼らがそれに服従するのはただ力に服従しているだけである。彼らは立法の一部が明らかに公正を欠いているのを見て、その他の部分をもさげすむようになった。裁判における完全な不平等が法律にたいする国民の尊敬の念をその芽生えのうちにつみとってしまった。ロシア人は、それがいかなる階級の者であっても、罰せられるおそれさえなければ、かならず法律を破る。政府もまたこれとおなじことをしている。これは現在にとってはつらく悲しいことである。しかし、未来にとってはすこぶる大きな長所となる。」А.И.Герцен. Избранные труды. Москва, РОССПЭН, 2010. С.297. ゲルツェン（金子幸彦訳）『ロシアにおける革命思想の発達について』（岩波書店、2002年）212-213頁。ゲルツェンの見解の特徴は、こうした民衆の法ニヒリズムを単に憂慮しているというよりもむしろ社会革命へのポテンシャルとしてみていることである。また20世紀になると立憲主義者のキスチャコフスキー（Кистяковский）がロシア革命直前期に「わが国のインテリゲンツィヤが法を無視していると言って非難するにはあたらない。彼らはより高い絶対的理想を志向したのであり、その途上においてこの副次的価値を無視しえたのであろうから」と指摘していた。Б.А.Кистяковский. 'В защиту права,' Вехи: сборник статей о русской интеллигенции. Москва, 1990. С.101. キスチャコフスキー「法の擁護のために」、ブルガーコフ他（長縄光男、御子柴道夫監訳）『道標：ロシア革命批判論文集1』（現代企画社、1991年）143頁。このキスチャコフスキーの指摘は、当時のインテリゲンツィヤの法ニヒリズムが、法の価値

法ニヒリズムが、ソ連時代を経て現代ロシアにいたるまで、形を変えて受け継がれてきたというのは、今や定説となっている観がある。ただし、それらが本当にロシア特有のことなのかも定かではないし、いったん法ニヒリズムという鑄型に依拠すると、ロシアにおける法現象の否定的側面のバックボーンを何でも説明できた気分になってしまう反面、実際は何も説明していないということにもなりかねない。

とはいえ、例えば2008年から2012年までロシア連邦大統領をつとめたメドヴェージェフも、「ロシアは、誇張なしに、法ニヒリズムの国であり、残念ながら、法の軽視の度合いにおいて、いかなる欧州諸国もロシアに「勝る」ものはない」と述べており、彼が随所で法ニヒリズムに言及していたこともあって、「ロシア＝法ニヒリズムの国」は、持論としても知られていた。<sup>(3)</sup>その後、大統領に再登板したプーチンも、ロシア連邦憲法制定20周年にあたる2013年に、憲法裁判事らとの会談で「ロシア社会は依然、いわゆる法ニヒリズムを根絶するにはいたっていないが、(中略)権力者のメンタリティも変わってきており、法文化も成長してきた」と、(樂觀的なトーンを交えつつも)述べている。<sup>(4)</sup>「いわゆる法ニヒリズム」と、やや突き放した——メドヴェージェフのように自己薬籠中のキーワードではない——様子だが、いずれにしても法ニヒリズムは、現代ロシアにおいて国家元首によってさえも否定的自画像や警句として用いられ、今なお続くロシアの伝統的な社会病理として意識されてきた(西側諸国の首脳達であれば、何か由々しき事態が発生しても「法治国家」であることを強調するだろうし、「法ニヒリズムの克服」を国策課題としてとりあげたりもし

---

についての無知や無自覚を意味するものではないにせよ、プロレタリアートや農民の「解放」といったメシア的な願望の優越を表している。

- (3) Аналитическим центром компании «КоРаНИС», Правовой нигилизм в зеркале российских СМИ, январь 2007- апрель 2008, С.23-24.
- (4) Путин: правовой нигилизм еще не искоренен, но ситуация меняется, РИА НОВОСТИ, 13.12.2013. <https://ria.ru/society/20131213/983874106.html> この発言の様子は、実は動画でも公開されている。<https://www.youtube.com/watch?v=02rEUIOF8qg>

ないだろう)。そもそもプーチンが2000年に大統領に就任した際、1990年代の「スムータ」(動乱)、カオスと無秩序からの脱却の決意表明に際して、「法律の独裁」*диктатура закона, dictatorship of laws* という聞き慣れないスローガン<sup>(5)</sup>を掲げたことは、「法の支配」*rule of law*と似て非なるものとして、法ニヒリズムの裏返し(としての過剰な権力的秩序要請)なのかどうか、興味のあるところであったが、プーチン自身は、権力に蔓延してきた法ニヒリズムを憂慮し、少なくとも主観的には、その根絶を願う側であることは間違いない(しかし「プーチン・システム」において汚職や権力者の法ニヒリズムがなお深刻だとしたら、それは彼の主観を超えて何か構造的なものに違いない)。

一般に、法治国家の理想と現実との乖離は、いかなる国においてもあり得ることだが、ロシアではそれがどのような特徴をもって現れるのか、考えてみることも全く無駄ではない。さしあたり、ロシア社会と国家に巣食うとされる法

- 
- (5) 2000年7月8日の連邦議会への教書演説にて。もっとも「法律の独裁」に言及したのは、汚職追放の文脈であって、綱紀粛正的な意味合いがあるのだろうが、大統領自身、「多くの人がこの表現を好まないだろう」と留保しており、誤解を招きやすい表現ではある。В.В.Путин, *Избранные речи и выступления*, Москва, Книжный мир, 2008, С.49.
- (6) プーチンもメドヴェージェフもレニングラード大学(現サンクトペテルブルク大学)法学部出身であり、プーチンはソ連邦国家保安委員会に就職し、メドヴェージェフは民法で博士号を取得し1990年代には大学の教壇にも立っていた。同じ法学部出身者ながらも、二人の経歴の違いが法に対する見方の違いを生み出しているという安易な推測をしてみる誘惑にも抗しがたい。すなわち、プーチンは保安畑を歩み、法とは国家秩序の要請であるという見地を濃厚に体现してきたのに比して、メドヴェージェフは私法の専門家でもあり、法とは市民社会の自由の要請であるという見地をとる傾向にある、といった具合に。とはいえ、近時メドヴェージェフ(プーチン大統領の下で首相)も、その「腐敗」(豪華別荘やクルーザーの保有など)を反体制活動家に暴かれ、支持率は惨憺たるものであり、「法ニヒリズムの克服」を呼びかけたかつての指導者の後光もない。なお、メドヴェージェフに対するパッシングが強まると、「やはり(次期大統領選の有力な候補者は)プーチンしかない」ということにもなり、メドヴェージェフ批判でさえも、クレムリンサイドから仕組まれた権力闘争のゲームであると言ってみたくなる。

ニヒリズムは、議論の結論というよりは入り口の問題提起としてとらえたほうがよさそうである。

ロシア思想史家のアンジェイ・ワリツキ（ポーランド出身で後に米国で教鞭をとる）によれば、法ニヒリズムという用語は、帝政ロシアやソ連の専制や全体主義的傾向を批判する際に、西側の論者によって濫用されてきたが、かつてのロシアの革命的インテリゲンツィヤの法に対する否定的構えの出どころのひとつは、他ならぬ欧州の急進的社会思想だともいう<sup>(7)</sup>。

本稿は、「ニヒリズム」それ自体の語源的、思想史的背景に深入りし得るものではないが、ハイデガーがいうように、「ニヒリズム」とはロシア人のトゥルゲーネフがラテン語の「ニヒル＝無」から造語させて流布させ、「自ら経験したもののみが現実にあるのであり、それ以外は無であるとする考え方」であり、それゆえ伝統や権威などは否定され、この世界観は「実証主義」とも呼ばれた。他方でハイデガーは、ニーチェ的な意味でのニヒリズムは過去数世紀ヨーロッパを支配してきたといい、それは超越的な、最上位なものの価値の喪失の歴史であり、ニヒリズムは「西洋の歴史の法則性」として認識されなければならないと言っている<sup>(8)</sup>。となると、エンゲルスが言ったような「神学的世界観」に代わるべくブルジョアの「法学的世界観」もまた、その否定を生み出し続けることは、別段、驚くに値しない<sup>(9)</sup>。ただ、権利や自由の語法で世の中

- 
- (7) Andrzej Walicki, *Legal Philosophy of Russian Liberalism* (Oxford University press, 1967), pp.12-18. ただしワリツキの本書の眼目は、ロシアの革命前知識人の法ニヒリズムを単に否定的に描き出すということにあるのではなく、法ニヒリズムのような見地が、法を広義の哲学的、文化的な文脈から捉え返す視点を可能にし、他方で法を擁護する一部の自由主義的法哲学者を生み出したという点にある。
- (8) Martin Heidegger, *Der europäische Nihilismus*, *Heidegger Gesamtausgabe* (Vittorio Klostermann Frankfurt am Main 1997), Band 6.2, Nietzsche, S.23-25. 『ハイデッガー全集』第48巻、「ニーチェ、ヨーロッパのニヒリズム」(蘭田宗人、ハンス・ブロッカルト訳) 創文社、1999年、93-95頁。
- (9) 「法学的世界観」(*juristische Weltanschauung*) については、エンゲルスの以下の著作で言及されている。Friedrich Engels, *Juristen-Sozialismus*, *Marx/Engels*

を解釈する「法学的世界観」が、当初は人権宣言のような一種の自然法的な思考や正義観念によって基礎づけられていたとするならば、「法実証主義」が、法ニヒリズムへの過渡期なのかどうか、議論の余地はある。

ロシアでは、近代西欧法思想の影響という点では、エカチェリーナ2世がロックやモンテスキュー、ベッカリーアなどの西欧法思想で理論武装していたことで知られる<sup>(10)</sup>（現実政治では貴族に妥協し続け、フランス革命を敵視した）。エカチェリーナの孫にあたるアレクサンドル1世は、祖母の「精神」を受け継ぎ、開明的な皇帝であったのみならず、若手の側近が議会の開設や権力分立の導入に意欲的で、スペランスキーのような法務官僚が、立憲制を導入すべく「国家基本法について」（1802年）、「ロシアにおける裁判制度および政府機構についての覚書」（1803年）、「国家法によせて」（1809年）<sup>(11)</sup>などを上奏している。彼は「ロシアには、乞食と哲学者を除けば自由な民はいない」と看破していた

*Werke*, Band 21 (Dietz Verlag Berlin 1962), S.491-509. フリードリヒ・エンゲルス「法曹社会主義」、『マルクス＝エンゲルス全集』第21巻（大月書店、1971年）494-516頁。また「法学的世界観」を主題にしたものとしては、加藤新平『法学的世界観』（有斐閣、1950年）。加藤は、「法学的世界観」核心を、権利意識を核心とする法意識と呼び、「それは、社会主義運動の初期の者をも尚暫くは捉えて離さなかったところのもの、更に付言するならば、今日の労働運動に於て基本的人権は激しく擁護せられる時、又一応はその拠り所として採られている所の思想的態度である」（同書、177頁）。

- (10) 1770年にエカチェリーナ2世の名において公布された「ナカース」は、いわば「施政方針」をうたった原文百頁ほどの文書だが、当時の西欧法思想が散りばめられ、ロシア語のほか、ラテン語やドイツ語でも公布された。エカチェリーナ2世の拍付けに一役買ったと言えるが、市民の平等や市民的自由について語っているところなどは、当時のロシア社会の基盤からは相当乖離していた。Императрица Екатерина Вторая, Наказ, данный Комиссии о сочинении проекта нового Уложения, Под ред. В.А.Томсинова, Издательство «Зеркало», Москва 2008.
- (11) М.И.Сперанский, Юридические произведения. Под ред. В.А.Томсинова, Издательство «Зеркало», Москва 2008. С.274-303, 317-431.

反面<sup>(12)</sup>、貴族からはロシアのジャコバンというレッテルを貼られ、いったん失脚している<sup>(13)</sup>。その後、病死したアレクサンドル1世に次いでニコライ1世が即位した際、青年貴族らが決起を試み、あっけなく鎮圧されるが、このデカブリストの乱は、ロシアにおける一種の自由民権の伝説的事件となったことで知られ、幾人かの指導的人物が憲法草案を著している<sup>(14)</sup>。このように当初は、スペランスキーのような開明的官僚や、ナポレオン戦争を通じて愛国心に芽生えた青年貴族などの間では、法ニヒリズムどころか、仮想された立憲的近代ロシア法についてのオプティミズムが支配的であったとさえ言える。

しかし反動の時代を経て、以後、改革は、下からの胎動を抑えつつ専制権力を通した上からの形をとり<sup>(15)</sup>、1860年代のアレクサンドル2世の司法制度改革や農奴解放などの「大改革」に対しては、幻滅したインテリゲンツィヤや学生が、もはやデカブリストの時代と違って、議会の開設や憲法の制定要求ではなくて、要人を狙った革命的テロリズムで応え始めた<sup>(16)</sup>。それに前後してトゥル

(12) Там же. С.289.

(13) ひとたび失脚したスペランスキーは、ニコライ1世の下では、それまでの歴代法令を体系的に編纂し直した法典編纂者として復帰している。スペランスキーは、ロックやモンテスキューのような意味で「思想家」ではないが、ロシア法史において、欠かすことのできない人物となった。

(14) ペステリの憲法草案「ルースカヤ・プラウダ（ロシアの正義）」、ムラヴィヨフの憲法草案など、(フランス革命の影響を受けた) 急進的なものから穏健な立憲君主制的なものまで、デカブリストの間でヴァリエーションがあった。О. И. Киянская (составитель), Декабристы: избранные труды, РОССПЕН. Москва 2010. С.49-209.

(15) 身分制議会などの開設は、逆に貴族層の既得権益の擁護を強めるだろうから、「改革」は専制権力を強化したうえで「上から」なされるべきという見方も、あながち不合理ではなかったし、チチュエリンなどの保守的自由主義者は、そうした見地に近かった。現に「農奴解放」なども貴族の抵抗を押し切って行われた。

(16) 拘置所を視察中に政治犯を侮辱したとされるトレポフ・ペテルブルク市長官に、義憤を感じて至近距離から狙撃して重傷を負わせたヴェラ・ザスーリチの裁判が、(アレクサンドル2世の司法改革の産物である) 陪審法廷で行われた。

ゲーネフやドストエフスキーの小説に、無神論的、唯物論的なニヒリストが登場し始めるのも偶然ではないだろう（スタヴローギンやピョートル、キリーロフはもとより、カラマゾフ家の三男で最もキリスト的なものを体現するアリョーシャさえ、未完の続編では、皇帝暗殺を志願するテロリストに変貌すると言われていた<sup>(17)</sup>）。そして19世紀末から都市労働者階級を基盤にマルクス主義が広まっていったことは、ある程度、ロシアの法ニヒリズムの先行きを運命付けたともいえる。ロシアでは、18世紀より、アンシャンレژیームの特権と闘う「法学的世界観」の担い手であるブルジョア階級を欠く中で、「法学的世界観」を批判する（西欧起源の）急進的思想がロシアにも輸入され、実力闘争に訴える社会革命の待望と共鳴した。ただし、インテリゲンツィヤの法ニヒリズムは、西欧のブルジョア文明を墮落とみなすスラヴ主義的な装いをしばしばまとい、コンスタンチン・アクサーコフの思想に見られるように、「西欧社会＝外的法」すなわち道徳とは切り離された実定法の優越性と対比させて、「スラヴ的共同体＝内的法」すなわち慣習的な道徳原理の優越性を称揚していたため、そこでは法ニヒリズムの西欧的起源はむしろ見えにくくなり、ロシア的なものとされる<sup>(19)</sup>。

---

彼女は殺人未遂の被疑事実を認めていたが、陪審団は、「法律を無視して」無罪評決を下し、傍聴席に「歓喜の声が響き渡った」（裁判長コーニの証言）。この無罪評決について、劇作家のラジンスキーは、「正義と良心の裁き」が「法律による裁き」に対して壊滅的な勝利をおさめ、法律が大きく失墜したこの時から、革命の時計が動き出したと指摘した。ラジンスキー（望月哲男・久野康彦訳）『アレクサンドル2世暗殺』下巻（NHK出版、2007年）128頁。

- (17) ドストエフスキー自身が、実際にそのような続編構想を知人に伝えていたという。同上『アレクサンドル2世暗殺』下巻、232-240頁。
- (18) 前掲Walicki, p.21. それゆえ、ワリツキによれば「法的権利を基礎とする法学的世界観についていえば、それはロシアの土壌に強力な根を下ろさなかった言わざるを得ない」。またワリツキは、例外として、エカチェリーナ2世の時代に弾圧された（知識人の先駆けとされる）ラディーシェフ（Радищев）を「法学的世界観」の思想家として位置付けている。
- (19) К.С.Аксаков, И.С.Аксаков, Избранные труды, Москва, РОССПЕН, 2010,

ソ連での法ニヒリズムは、帝政ロシア法のみならず「ブルジョア法」一般が否定された革命時代に加速するのみならず、1930年代の「ソビエト社会主義法」の範疇の成立——および理論的には、ある種の法実証主義<sup>(20)</sup>の回帰——後も、今度はそこからの逸脱現象が、後にスターリン批判の文脈で社会主義的適法性の侵害として言われるようになる。また帝政時代からの法文化との関連でいうと、革命という旧体制との断絶にも関わらず、国家主導の社会主義建設と経済の計画的管理運営のもとで、ロシアの専制の伝統と権力万能、その裏返しとしての人民の無権利状態が、ソ連社会主義システムの下でむしろ増幅されたという見方もある<sup>(21)</sup>。

制度名やイデオロギーが違いこそすれ帝政ロシアとソ連に共通して現れるロシア的法文化は、他ならぬマルクス主義的見地からみても、ブルジョア的近代化を十分に経ていない——あるいはストルイピンの土地改革（独立自営農民の創出）も不徹底なままロシア革命を迎え土地国有化になだれ込み、ブレハーノフが警告したように国家が土地の主たる所有者である東洋的専制の再来となった<sup>(22)</sup>——ところではブルジョア法も発展しようがなかったという観点にも見い

C.218-226.

- (20) 社会主義国で支配的となった「ある種の法実証主義」とは、それがマルクス主義的な装いをとりつつも、ソビエト権力なり人民権力の定立した規範の遵守要請として現われるとともに、裁判官は、そうした規範を「適用」するだけで、「解釈」を通じた判例法の発展といったことは否定されていたことなどに見られる。他方で、権力が法によって拘束される意味での法の支配や立憲主義的な発想は希薄であり、ソ連最高会議幹部会令などは、根拠法によらない数々の政治的決定を生み出していた。
- (21) 帝政ロシア時代からの「法文化」の影響を重視する議論としては、大江泰一郎『ロシア・社会主義・法文化：反立憲的秩序の比較国制史的研究』（日本評論社、1992年）。大江の議論が、帝政時代に由来する伝統的法文化の影響に力点があるのに対し、森下敏男「ロシアの法文化」（皆川修吾編『移行期のロシア政治』溪水社、1999年所収）では、伝統的法文化の影響が否定されているわけではないものの、それは「自治法」ではなくて「管理法」が優越する社会主義のもとで、増幅されているという立場をとる。
- (22) 元々、ロシア革命前のロシア社会民主労働党内の論争において、レーニンら

だされ得る。また、商品交換の発達から社会主義計画原理への移行に対応した近代法の発展から衰退までの道のりを理論的に先取りしたパシュカーニスの法の死滅論の余波は、ロシアで元々発展していなかったブルジョア法を飛び越して、等価原理に裏打ちされない権力的規制に道を開くことにもなる（例えば刑事法の分野では応報原理や責任主義が階級闘争に十分対応しきれないという理由で批判され、新派刑法理論の系譜を引く「犯罪＝社会的危険行為」、「刑罰＝社会防衛処分」の発想が一時期強まる<sup>(23)</sup>）。

さらに、後発的近代化との関連でいえば、資本主義世界システムにおける半周縁、周縁部分に法ニヒリズムは集約的に現れざるを得ない。その点では日本も例外ではなく、資本主義的近代化の面で半周縁に属していた日本では、急速な西欧法の継受、法典化の後も、「紙の上での法」と「生ける法」とのギャップが問題となり、後に川島武宜の『日本人の法意識』が教養主義的な法学文献の古典となった。ロシアには、あいにく『ロシア人の法意識』というタイトルの古典文献はないにせよ、「ロシア＝法ニヒリズムの国」という否定的自画像が人口に膾炙することにもなった。

が掲げる土地国有化路線に対して、メンシェヴィキ側に位置したプレハーノフは、国家が土地を独占する東洋の専制主義の復活として警戒し、反対した。この経緯については、カール・A・ウィットフォーゲル（湯浅赳男訳）『オリエンタル・デスポティズム：専制官僚国家の生成と崩壊』（新評論、1991年）486-492頁。

- (23) 「法の死滅」を唱えたパシュカーニス自身は、実はソビエト社会における性急なブルジョア的法原理の死滅論にむしろ批判的であった。1930年代には伝統的な責任、故意・過失の概念を放棄した「（各則なき）クルイレンコ刑法草案」などもあったが、現実には、スターリン時代の刑事実務においては、新派的な理論が徹底されたわけではなく、帝政時代の「懲罰」概念が復活し、その厳罰主義的傾向から、上田寛は「誇張された新派と誇張された旧派の距離は案外近い」と指摘している。
- (24) 『法人類学』の著者ボチャーロフによると、東洋において特徴的な法ニヒリズムは、伝統社会に根差しており、近代化のプロセス（「周縁的」発展）においてみられ、西欧の法文化の影響に対する伝統的法文化の反応だという。В. В. Бочаров, Антропология права, СПб гос. Ун-верситет, 2013, С.120.

## 2. ズヴァギンツェフ『リヴァイアサン』

現代ロシア映画界の鬼才、アンドレイ・ズヴァギンツェフ監督の四作目『リヴァイアサン』は、現代ロシアの法ニヒリズムを再考する際に、何らかの手がかりを与えてくれるとみてよいだろう。<sup>(25)</sup>『リヴァイアサン』の日本公開時のタイトルは「裁かれるは善人のみ」となっていて、すでに作品が、観る者に一定の義憤を喚起せざる得ないような、しかもやや一面的な「解釈されたもの」として、邦語タイトルに反映されて視聴者に送り届けられているきらいがあり過ぎるので、本稿では、あくまでも原題の通り『リヴァイアサン』とする（ロシア語の発音ではレヴィアフーン）。

『リヴァイアサン』の簡単な粗筋をまず必要最低限述べておくと、舞台となっ

---

(25) ズヴァギンツェフ監督の諸作品の批評は本稿の目的ではないので、詳述は避けるが、彼の作品はいずれも現代ロシアの抱える問題をクールに見つめている。とはいえ、いわゆる「社会派」のような作品ではなく、むしろ一見ありふれた家族にふりかかる事件や問題を中心に物語が展開している。そこに登場する家族とは、トルストイが『アンナ・カレーニナ』の冒頭で言った「幸せな家族はどれもみな同じようにみえるが、不幸な家族にはそれぞれの不幸の形がある」ごとく、それぞれ何らかの形で問題を抱えた（抱えていく）家族がある（夫が仕事もなく家で昼間から酒を飲んでいるとか、数年ぶりに父親が突然帰ってくるなど）。なお、ズヴァギンツェフの諸作品の批評は、英語やロシア語のインターネットサイト上のものを含めると無数にあるが、『リヴァイアサン』に関しては、西側諸国では、プーチン体制を批判したものとして「評価」されるのが一般的である（反面、ロシア国内では風当たりも強い）。ただし本稿のように法ニヒリズムとの関連での論考は、管見の限り、見当たらない。ズヴァギンツェフ諸作品についての、英語で読める、ある程度まとまった論評は以下の通り。Tony Wood, 'Dark Mirrors: The Films of Andrei Zvyagintsev', *New Left Review*, No.100 (2016), pp.53-68.

(26) 外国映画が日本で公開される際に、原タイトルを直接訳しても、何についての映画なのかさっぱりわからないことがしばしばあるため、新たに付けられた邦語タイトルで映画の内容を半ば説明してしまうことがある。そのことの是非をここで議論するわけではないが、そのように過度に解釈された邦語タイトルが、逆に映画の表象可能性を妨げてしまうことがないわけではない。

ているのは、ロシア北方バレンツ海に面した小さな街（市）である<sup>(27)</sup>。ムルマンスク近郊であろう。かつて（ソ連時代）それなりに栄えた形跡もあるが、港には老朽化して沈みかけた船が多数あり、発展からやや取り残された、停滞した地方都市といった観がある。入り江に面した、祖父母の世代から受け継いだという土地に、自動車修理業を営むニコライ（コーリャ）が妻子とともに家を構えて住んでいる。ある日、兵役時代の旧友のドミトリー（ディーマ）がニコライの住む街に列車でやってくる。ドミトリーはモスクワで弁護士業を営んでおり、ニコライが地元の市を相手どって起こした訴訟、すなわち自ら所有する0,27ヘクタールの土地収用の決定の違法性を主張する裁判で、ニコライの代理人をつとめている。市は、通信施設の建設という大義名分のもと、ニコライ側が別途見積もった土地、家屋の評価額（350万ルーブル）よりはるかに低い金額の補償（64万ルーブル）で、土地を収用しようというわけである。その手続法、実体法上の違法性の主張——市が通告期限を守らなかったこと、価格決定における手続き違反、通告が期限より遅れたため資産改良に着手し、それにより不利益を被った点の考慮がなかったこと——は、一審（ロシアの地区裁判所）では認められず、今回は上訴審の市裁判所の判決である（ロシアでは原則二審制）。市裁判所は、原判決維持の判決を言い渡し、ニコライは敗訴する。すでに敗訴を予想していた弁護士のドミトリーは、土地収用の張本人ヴァディム市長に揺さぶりをかけるべく、彼の汚職スキャンダルの証拠に関するファイルを別途入手して準備していたのであった。市長は「勝訴」判決の知らせを受けた後、こともあろうに酔った勢いでボディガードを引き連れて、夜間にニコライ宅に押し寄せ、折しもドミトリーが居合わせる中、ニコライらを口汚くののしり早く土地を明け渡せと言って立ち去っていく。この市長の行為でニコライ家が不快感を被ったという理由で、ドミトリーは市長の刑事告訴を決め、日を改めて地元の警察署にニコライらと告訴状を出しに行く。ところが、警察署

---

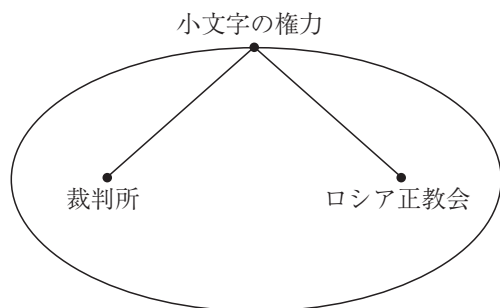
(27) 映画では「プリブレジヌィ」市という架空の市が舞台となっているが、「プリブレジヌィ」とは「沿岸」という意味でもあり、ロシア国内にはこの地名が多数あるため、ありふれた（沿岸に面した）街の名前という程度のものだろう。

窓口で待たされていることにいら立って声を荒げ始めたニコライが、逆に署員らに取り押さえられて留置されてしまう。ドミトリーは、ニコライの身柄の釈放を求めて、地元の検察庁舎および裁判所を訪れるが、それぞれ担当の検察官および裁判官が不在で目的は果たされず、ついにドミトリーはヴァディム市長に直訴すべく、市長と市民との面会枠を利用して、直接交渉にこぎ着ける。市長はすでにニコライらの警察署での一件を聞き知っており、さっそくドミトリーは、ニコライの釈放を要求するのみならず、例の汚職スキャンダルของ ファイルをちらつかせながら、本当の目的である土地収用に関するインフォーマルな取引をもちかける。市長は、収用の取り消しは認めないが、当初ニコライ側が見積もった評価額に相当する350万ルーブルで手を打つことを承諾して、後日の決済を約束する。ニコライは釈放される。ところが、市長権力を敵に回したニコライとその家族、弁護士のドミトリーらに、予期せぬ打撃や悲劇が待ち受けることとなったのである（以下、必要に応じて後述する）。

### 3. ロシア＝リヴァイアサンの構図

ズヴァギンツェフの『リヴァイアサン』は、ある家族に降りかかる固有の出来事を題材にしつつも、権力と市民との関係からするとロシア社会と国家の一種の表象と見立てることができる。そのことをここでは便宜的に「ロシア＝リヴァイアサン」としておく（リヴァイアサンの含意については後述）。このロシア＝リヴァイアサンを幾分か図式化してみると、楕円の比喻で提示し得る。楕円のふたつの焦点のうち、ひとつは法的権威としての裁判所であり、もうひとつは道徳的権威としてのロシア正教会である。ロシアでは、両者ともに、しばしば権力との近さや腐敗が指摘されることがあり、聖と俗との相互腐敗と共犯の構図は、むしろ帝政時代に近似しているかもしれない（ソ連では共産党が、聖なる権威を認めない世俗の権力として立ち現れる一方、人々の道徳や生活に対してはさながら「教会」のようにふるまい、政治的権威と道徳的権威とを集中させようとしていた）。

図：ロシア＝リヴァイアサンの構図



現代ロシアでは、憲法上、司法権は独立しており、また政教分離に立脚する世俗国家という建前もあるから、裁判所やロシア正教会の権威は、相対的には政治権力から切り離されたものである。ところが、これらの法的権威、道徳的権威は、ロシアの政治文化、法文化の下では、権力の賛助機関に収束しやすい。ロシアでは、プーチン時代になると裁判所の重要人事は、ますます大統領府の意向を反映する傾向が強くなっていくし、宗教に関していえば、今後、ムスリムや無神論を公言する者がロシア大統領になるとは考えにくい、ロシア正教徒が大統領になることを、多くの人々が不自然とは思わないだろう。

『リヴァイアサン』には、市長のヴァディムが頻繁に登場するが、彼は裁判所だとか正教会のような意味での何らかの権威を代表しているというよりは、もはや権威なき墮落した地方権力であることは一目瞭然であり、楕円の円周上に位置している無数の小文字の権力のひとつに過ぎない。ただ、こうした権力は、自らの権力行使の正当性については、時には裁判所のお墨付きを得る必要があるし、ロシア正教会の権威（あるいはそれを通じた人々の支持の獲得）をも必要としているのである。

実際、ヴァディムの権力は二つの焦点の間を行き来している。ニコライが先祖から受け継いできたという土地（といってもソ連時代は土地を私有できないからソ連解体後に私有化したのであろう）を収用するにも、一般に民主主義国

家でそうであるように、手続的な正当性を具備していることが必要であるし、裏返せばニコライは市当局の実体法および手続法上の違法性を主張して、モスクワから旧友の弁護士を呼び寄せて法廷闘争に挑んだわけである。

このように、『リヴァイアサン』では、ロシアがある意味で法治国家であることが表象されている。<sup>(28)</sup> また個々の市民も決して裁判沙汰を忌み嫌ったり恐れたりしているわけではないことや、権利意識が低いわけではないことも伝わってくる。<sup>(29)</sup> 行政訴訟における市民の勝訴率は、日本よりむしろロシアのほうが高いくらいである。

とはいえ『リヴァイアサン』で、土地収用の違法性の訴えが棄却された原判

- (28) 現代ロシアが法治国家という形態をとる本当の理由は、資本制経済に転換したことにある。反対に、社会主義ソ連は、法治国家を標榜する必要はなかったし、むしろそれに批判的であった。イデオロギー的な次元でも、大事なのは権力が法による制約を受けることなく、権力が「人民権力」（ソビエト権力）であることだった。しかし、資本制経済に転換するにあたって、法的には契約の自由や所有権が保護されなければならない、当然、権利の侵犯や契約違反が生じるにしても、裁判所が紛争の裁定をしなければならない（ソ連では国有企業同士の紛争は裁判所ではなく行政機関としての国家仲裁委員会であった）。このように法治国家とは、あらゆる社会構成体から中立的な概念ではなく、資本制経済と不可分の関係にある「ブルジョア法治国家」である。それゆえ「封建制法治国家」だとか「東洋的専制法治国家」というものはないし、また「社会主義法治国家」や「共産主義法治国家（国家は死滅しているはずなので語義矛盾だが）」は、理論上はともかく、実例としてはない。ゴルバチョフの時代に、一時期「社会主義法治国家」が議論されたが、そのために伝統的な所有構造や労働契約のあり方に手をつけた結果、資本主義に変転してしまった（もちろんその場合でも「社会民主主義」の可能性がないわけではなかった）。中国のように経済が実質的に資本主義で政治を共産党が支配している場合、法文化上の色々な問題が生じているにしても、法治国家という枠を否定しきれなくなっているし、1990年代以降の私法領域での一連の新法制定は、かつてのソビエト法の継受などとは異質である。
- (29) この点では、法ニヒリズムといっても、それは日本で川島武宜がかつて論じたような日本人の訴訟回避傾向（いわゆる裁判嫌い）や「物事を丸くおさめる」といった傾向性とは、異なるであろう。

決を維持する旨の市裁判所の判決は、どことなく出来レースのようであり、裁判長による判決文の読み上げは、ニュース原稿の読み上げをさらに倍速にしたようなテンポであり、朗読の際、裁判長は判決文に目を落としたまま、一度も原告の方を見ることはない。ただ裁判長の両脇に立っている二人の陪席判事が真正面を見ているだけだが、見ているというよりも、一度も表情を崩さずに、ただ人形のように立っているだけである。こうした硬直さは、行き過ぎると滑稽な印象すら与えるが、官僚マシンの表象でもある。だからといって、一般論としても、ロシアでは個々の裁判官が決定的に腐敗しているというわけではなく、なかには（どこの国でもそうであるように）良心的な裁判官もいるにはいるが、結果的に、人事制度や裁判所の長官の采配により個々の裁判官は権力に従順になりやすいし、権力の意向を汲む（忖度する）ことになりやすい。<sup>(30)</sup> ましてや連邦制の下で、ロシアの裁判官は（場合によって組織上は集権的な検察官も）地方権力の影響にさらされやすく、制度上はとにかく実質的には、『リヴァイアサン』でもそうであるように、当地の裁判官や検察官、警察署長など

- 
- (30) 1990年代のハイパーインフレの下では、ロシアの裁判官の賃金も決して高いものではなく（むしろ物価水準に追いつかず）、時には裁判官が賄賂をもらっていることがあるという噂も後を絶たなかった（裁判官が自分の給与では買えないような外国車に乗っているなどという例）。そうした例がないわけではなかっただろうが、裁判官の「腐敗」は、単に直接的な賄賂のようなものだけに矮小化されてはならず、例えば権力との癒着による見返りとしての様々な有形無形の便宜供与（宿舎や住宅の利用など）にもみられるだろうし、また裁判所長官の人事上の強大な権限ゆえに、配下の裁判官が独立していないという状況を精神の腐敗と呼びえるのかどうか、議論の余地はある。政治的意味合いの強い事件の裁判、例えばかつてプーチン時代に脱税容疑で逮捕されたユーコス社長のホドルコフスキー氏のケースでは、審理を開始したモスクワ市のバスマンヌイ地区裁判所にちなんで、権力に従順な裁判が「バスマンヌイ司法」とも揶揄された。著名な反体制活動家のアレクセイ・ナヴァリヌイ氏は、かつて「国策捜査」の手が自らに及んできた際、「そのような稚拙な根拠ではバスマンヌイ地区裁判所でさえも有罪判決を下せないだろう」と喝破した。このように、仮に個々の裁判官が金銭的に「腐敗」していなくても、組織全体として裁判所が権力に従属的になりがちなのを、ある種の「腐敗」と呼ぶこともあろう。

が、市長権力とタッグを組んでいる。<sup>(31)</sup>

また市長ヴァディムは、翌年に控えている市長選について気を揉んでおり、一步間違えれば落選する可能性があり（市民も市長の腐敗を知っており）、この点では、ロシアが「法治国家」であることと並んで「民主国家」であることも否定できないのである。このように、現代ロシアでは、ソ連時代と比較して権力的行為の正当性の調達回路が異なっている。共産党のような唯一かつ支配的な世界観政党はないし（「統一ロシア」という支配政党はあるが）、マルクス＝レーニン主義のような支配的イデオロギーもないため、形式的には（裁判判決の重みにみられるような）「法治国家」と（選挙を通じた）「民主主義」の果たす役割が増加してきたことは間違いない。

しかし残念ながら、現代のロシア国民の多くが自由と民主主義の福音を謳歌しているわけではない。むしろ人々は「法治国家」、「民主国家」に常に黒い影がつきまといっていることをよく知っている。まるでそれらの頭上に陽がさせば必ず影ができるかのように。それゆえ、スヴェトラナ・アレクシエーヴィッチの『セカンドハンドの時代』に登場する数々のロシア人の証言にみられるように、議会の席に座っているのは「投機家」や「ならず者」であり、共産主義時代のほうがましだったと思われかねない。<sup>(33)</sup>

『リヴァイアサン』の中で、市長ワディムは、自分の腐敗（その内容は映画

- (31) 裁判所も検察組織も、制度上は連邦管轄であっても（ただし末端の治安判事裁判所は州などの連邦構成主体の管轄）、個々の裁判官や検察官は当該地域で生活している以上、何らかの生活上の便宜や役得が地方権力によってははかれることもあり得るだろうし、また小さな地方都市では、それらの「法維持機関」の幹部達は、互いに顔見知りでもあろうから、権力の癒着が生じやすい。
- (32) ヴァディム市長の「腐敗」については、ニコライが「色々噂があるのは皆知っている。だがあいつの手は血に染まっている。なぜ逮捕されない？」という、ドミトリーが「上に重宝されているからだ。急所をつかんで操るのが上の連中のやり方だ。ヴァディムは安泰だ。用済みになるか死なない限りは」と応えるシーンが出てくる。
- (33) スヴェトラナ・アレクシエーヴィッチ（松本妙子訳）『セカンドハンドの時代：「赤い国」を生きた人びと』（岩波書店、2016年）。

の中で直接明らかにはされていないが)の証拠ファイルを持参してやってきた弁護士ドミトリーの参戦に執務室で内心うろたえつつも、冷静さを装いながら取引をもちかける。この時点でインフォーマルに金が動くことが予感され、後日、取引(350万ルーブルの支払い)の約束時間になって、ドミトリーは、市長ヴァディムとそのボディガードと一緒に車に乗せられて郊外の人気のない場所に案内される。だがドミトリーは、取引の履行が果たされるどころか、市長のボディガードに殴打を加えられ、最後に市長ヴァディム自らが銃を取り出してドミトリーの頭部に銃口を向ける。

ドミトリーは暗殺される——現にロシアでは、弁護士が暗殺されることもある——と思いきや、結局、市長は銃を空に向けて連発するだけで、ドミトリーはその場に放置され、命拾いして放心状態となる。おそらく、それだけでも脅しとしては十分だったのだろう。逆に本当に殺害して、後日、弁護士失踪事件として取り沙汰されたり、どこかで銃殺の遺体が発見されるようなことがあったりすれば、スキャンダルになることは必至であり、ドミトリーが関わった裁判の性質上、疑惑が市長にも向けられることは容易に想像がつく。それだけでも政治生命に傷が付くだろう。したがって、暗殺というリスクな方法によらずとも、本件に触れるなというハードなシグナルを、ドミトリーは身をもって叩き込まれたのである。

このように、ヴァディム市長は、権力者として強気で厚顔無恥ですらあるが、他方では、頻繁にロシア正教会の高位の神父との面会に出向いて、来るべき選挙について弱音すら吐いている。それに対して、神父は「権力は神がもたらす、神が望む限り心配は無用だ」という。神父も市長の腐敗ぶりをよく知っているだろうが、実質的にはヴァディムの権力を追認している。

裁判所やロシア正教会を焦点として回転するこのリヴァイアサンは、究極的には現代のロシア全体というシステムの隠喩でもある。ヴァディム市長の執務室の壁には、プーチン大統領の写真が掲げられている(ソ連時代であれば公職者の執務室に必ずレーニンの胸像や写真があったように)。これは、市長のような無数の小文字の権力の連なりには、大文字の権力が楕円の円周の結び目と

して存在していることを予感させる。だからといって、プーチンのような大統領権力を無条件に究極の決定審級とまで言ってしまうと言い過ぎになるだろう（このことは、例えば帝政ロシアのような専制国家でさえも、皇帝のみならず側近、大小様々な地主貴族や政府高官、地方権力の複合体であったことについても言える）。大文字の権力も、無数の小文字の権力があってこそ自らの結び目の役割を果たし得るのだし、小文字の権力も大文字の権力の結び目がなければ自らは吹き飛んでしまうわけだから、両者は相互依存、もたれあいの関係にある。大統領選挙や連邦下院選挙の際も、地方権力が集票のための重要な「選対本部」になるゆえ、地方首長は中央から利用価値がある一方、地方首長の汚職や役得などについては事実上、中央から黙認してもらう（用済みとなれば、すでに弱みを握られていれば、最悪の場合、逮捕されるだろう）。

そもそもズヴァギンツェフ『リヴァイアサン』は、大文字の権力を直接問題にしているというわけではない。あくまでも、それは小文字の権力の背後に透かし絵のように見え隠れするにとどまる。それがジョージ・オーウェル『1984』の「ビッグ・ブラザー」とまで言ってしまうと言い過ぎになるかもしれないが、帝政時代のツァーリ、ソ連時代のスターリンやブレジネフのような共産党指導者、そして現代ロシアの大統領は、無数の小文字の権力の総元締めであることには変わらない。検閲文化の伝統の下では、大文字の権力が直に主題になることは（プロパガンダ映画や少数の例外を除けば）ないし、その代わり小文字の権力の構造的腐敗や、時としてそれを支えているかのようなロシア正教会の権威への批判を臭わすことは、暗に大文字の権力批判としてとらえられることも当然である。

『リヴァイアサン』では、ニコライの家族がその友人の家族達と一緒に郊外にバーベキューに出かけるシーンがあり、そこでニコライの友人ステパニッチが、射撃の遊びを始める（遊びといっても本物の銃である）。その際、標的として持参してきたのが、レーニン、ブレジネフ、ゴルバチョフ、エリツィンの肖像写真である。そこにスターリンとプーチンの肖像写真がなかったのは、何かを物語っているのかどうかかわからないが（スターリンの人気は現代ロシアで

も根強い)、ニコライがそれらの肖像写真を見て「もっと最近のはないのか」と問うと、ステパニッチが「最近のは、まだ歴史的考察が足りない」と冗談めかして答える場面がある。こうしたアネクドット風のやりとりも、間接的ではあるが、ロシア的な大文字の権力風刺である。

大文字の権力はマフィアのボスにあたるが、共産主義亡き後のロシア＝リヴァイアサンは、民主的法治国家の形態をとるマフィア化<sup>(34)</sup>した権力国家であ

- 
- (34) 誇り高きロシア人の名誉のために言うと、このようにロシアを一見悪し様に言ったからといって、私自身はロシア人全般に何か悪い感情を抱いているわけではなく、むしろその文化に畏敬の念すら抱いている。ただ、西側の人間が定型化されたロシア批判を外在的に繰り返すことは（汚職がはびこっている、非民主的である、独裁的だ云々）、平均的なロシア人の心に全く響かないのみならず、逆にロシア人の西側諸国に対する敵意と憎悪をいっそう強めてしまう。ロシアの地方都市の実態に注目した米国のジャーナリスト、アン・ギャレルズが正当にも指摘するように、「彼ら（ロシア人）は自分を責めるのにうんざりしている。自分たちの国がマフィアの支配する泥棒国家にすぎないと思われることに飽き飽きしている。また、自分たちの犯した罪を西側諸国から責め立てられるのに辟易している——とくに西側諸国の犯した罪をくわしく知ようになった今となっては。」（アン・ギャレルズ、築地誠子訳『プーチンの国：ある地方都市に暮らす人々の記録』原書房、2017年、35頁）彼女がロシアの地方都市の実態に注目したのは、「ニューヨークが米国とはいえない」以上に「モスクワはロシアとはいえない」からである。なお、西側の学者やジャーナリストがロシアを批判してはいけないわけではなく、むしろ批判すべきだが、その際、本来ならば、同時に「西側諸国が犯した罪」すなわち、ワルシャワ条約機構を解体させておきながらNATOを温存したこと（東方に拡大してロシアを「封じ込め」追い詰めたこと）、「民主化」と称してグルジアやウクライナに単なる親米政権を誕生させてロシア人の対米・対西側感情を悪化させたこと（ロシアでは民主主義、「デモクラチヤ」というのは「リベラル」と同様、ヘイト用語になった）、ソ連解体後の資本投入のために拙速な市場化と民営化（私有化）を奨励してロシアを天文学的な格差社会にしたこと、コソボをセルビアから独立させておきつつもクリミアの自決権願望を見て見ぬふりをして、「併合」、「国際法違反」への批判に終始したこと、などを冷静に分析したうえでであろう。でないと、プーチンが、積極・消極含めて支持率が高いことも説明できないし、ロシアの富裕層が西側のブランドやライフスタイルを身に着けつつ、同時に西

り、裁判所やロシア正教会は一定の権威と自律性を有しつつも、マフィア化した権力には抗しきれないか、むしろその構成要素となっている。墮落した民主的法治国家の隙間を宗教が埋めるというのは、よくある話だが、かつてのポーランド人民共和国のように例えばカトリック教会が反体制派のある種の避難所になるというのとも違って、現代ロシアでは、ロシア正教会は、体制への不満を救い上げるというよりも、体制へ統合するセメントの役割を果たし、反面、ソ連解体後に流れ込んできた新興宗教や「セクト」の宗派に対しては布教活動の禁止を含む規制が強化されてきた。

総じて、「表社会」（法の正常な機能）と「裏社会」（暴力や脅し）が分かれているのではなくて、「表」社会の権威（裁判官、検察官、警察署長）などが、マフィア的な動機で「法」を発動するのである。

#### 4. 不在の「法維持機関」と「掟の門」

ヴァディム市長の突然の来訪と暴言の数々によって苦痛を被ったというニコライらが地元の警察署に告訴状を出しに行った際、警察署の廊下でニコライと一緒に待たされていた弁護士のカトリコーは、ニコライとその妻リリアに「受理されない気がする・・・例え違法でも」と言う。ではどうするのか。カトリコーは、「検察官を訪ね、その次は裁判所に行く。必要とあらば、この警官も告訴する」と次なる手を考える。警察署で告訴状が受理されそうもないから、検察官を訪ね、その次は裁判所へ行くというのは、日本人からすると法律家の行動としては奇異に思えるかもしれないが、ロシアではあり得る話である。そもそもソ連時代には、裁判所のうえに検察機構が君臨していて、検察は、国家機関から国有企業、市民に対して、法の順守に関する監督権を有し、違法性が発見されしだい、その除去のために職権で介入し得た（さらにソ連時代には、検察には、民事・刑事にかかわらず裁判が適正に行われているかについての監

---

側諸国を憎悪し、ソ連解体を残念に思っている心理も説明できない。

督権限もあり、職権で審理のやり直しを要求することができた)。ソ連解体後も、合法性の監督機能に関する検察の権限（一般監督制度）は残り続け、仮に被害届や告訴状を受理すべき警察官がしなかったということが明らかであれば職務放棄ということにもなり、検察官の介入を期待できるわけである。

ところが、地元の検察庁舎を訪れたドミトリーは、応対した職員に「担当検察官が不在で受理できない」、「私には権限がない」と言われる。問いただすと、「検察官2人のうち1人は病欠、1人は捜査に出ています。郵送するか裁判所へ」という。それに対してドミトリーが不受理の証明書を要求すると、職員は呆れたように「ですから、説明した通り、私には権限がないのです」と念を押す。

「私には権限がない」(я не уполномочен；直訳すれば、私には権限が付与されていない)は、ロシアの公的コミュニケーションではしばしば使われる。いわば「なしのつぶて」である。むろん、どこの国だろうが日本だろうが、しかるべく権限のない者が被害届や告訴状を受理できないのは当然である。しかし、ロシアでは、正当な権利を行使しに来た者に対して「担当者がいない」と言って追い返したり、他機関にたらい回ししたりする時に、「私には権限がない」と言うことが多い意味で、ロシア的なコミュニケーションでもある。

次にドミトリーは裁判所に向くが(現に検察職員は「郵送するか裁判所へ」と言った)、入り口で警備員に「誰もいない」と言われる。「1人も？助手や秘書もいないのか?」。警備員は首を横に振るだけであり、いつ戻るかもわからない。

こうしたよそよそしい「不在」の対応は、たまたま忙しくて不在ということもあろうが、ロシアの諸権力の隠喩である。

この問題を様々な角度から考えさせるのが、カフカの短文『掟の前で』 *Vor dem Gesetz* である(長編小説『審判』の中でもこの小話が登場する<sup>(35)</sup>)。

---

(35) Franz Kafka, *Der Proceß* (S.Fischer 1990), S.292-295.「掟の前で」の最新訳はカフカ(丘沢静也訳)『変身/掟の前で、他2編』(光文社、2007年)152-155頁。新潮社の『カフカ全集1』(では、「律法の門前」というタイトルになっており(川村二郎・円子修平訳、1992年、104-106頁)、岩波文庫の『カフカ短編集』

田舎からやってきた男が、掟の門の前で、門番に行く手を阻まれる。「掟」のなかに入れてくれと頼んでも、「今はだめだ」の一点張りである。掟の門は開いており、門番は「俺はダメだと言ったが、入ってみるか」とさえ言うが、自分は一番下端の門番にすぎず、先の広間にはさらに力の強い門番がいるという。男は、掟というものは誰にでも開かれているべきだが、入ってもよいと言われるまで座って待つことにした。何日も何年も待って、入れてもらえるように色々と試み、門番に賄賂さえ贈ったが、あれこれ訊問されるだけで、決まって最後は「まだ入れてやるわけにはいかない」だった。やがて男は年老いていき、目も耳も弱ってきて命はもう長くなかった。門番はいう「今さらいったい何を知りたいのか」。男は「長年たっても、なぜ私以外にこの門にやってこないのか」と尋ねる。門番は死にかかっている男に大声でいう。「この門はお前のためにだけ用意されたものだ」。門番は門を閉じて行ってしまう。

この一読したところ意味のよくわからない小話は、無数の解釈が生み出されてきた。そもそも表題の *Gesetz* は、文脈しだいでは単に法律という意味のほか宗教的な戒律、正義、共同体の掟、道理などの多様な意味合いをもつし、この小話の隠れた真の意味を見出すことは不可能である。<sup>(36)</sup> とはいえ、それが口

---

では「掟の門」となっている（池内紀編訳、9-12頁）。また長編小説『審判』は、光文社の最新訳では『訴訟』というタイトルになっている（丘沢静也訳、2009年）。

- (36) ジャック・デリダは1983年に来日した際、『掟の門』をめぐる講演をしている。ジャック・デリダ（三浦信孝訳）『カフカ論：「掟の門前」をめぐる』（朝日出版社、1986年）。デリダはそこで次のように言っている。「男は掟に従えという命令ではなく、掟に近づかないようにという命令を、自分で自分に義務づけ、命令として下さなければならない。（中略）掟とは禁止されたものである。ということは掟が禁止するという意味ではなく、掟それ自身が禁止されたものであり、禁止された場所だという意味である。掟はそれ固有の矛盾の中に男を投げ込みつつ、自分を禁止し、自己矛盾を犯す。ひとは掟のところまで到達できず、尊敬に従って掟と関係するためには、掟と関係を持たない必要があり、それと関係を持つべきではない、掟との係わり合いを中断する必要があるのだ。その代表者たち、その模範を示す人々、その門番たちとしか係わり合いを

シアの官僚機構や「法維持機関」(内務、検察、場合によって裁判所等)<sup>(37)</sup>の隠

持ってはならないのである。そしてそういう人々は、掟の使者であると同時に掟との関係を遮断する者でもある。掟が誰なのか、それは何なのか、それはどこにあるのか、どこで、またどのようにしてそれは姿を現すのか、どこから来るのか、どこから語っているのかを、知らないことが必要なのだ。」(53-55頁)なるほどロシアの「法維持機関」の「門番」も「掟の使者であると同時に掟との関係を遮断する者」であると言えなくもない。また掟とは、それ自身が禁止されたものであり、禁止された場所であるということは、ソ連の映画監督アンドレイ・タルコフスキーの作品『ストーカー (密猟者)』(1979年、原作はストルガツキー兄弟の『路傍のピクニック』)に現れている。そこでは科学者や作家などがひそかに集まって、「ゾーン」と呼ばれる謎の立ち入り禁止地帯に、案内人＝ストーカーに連れられて、警備員の制止も振り切りながら命がけで侵入を試みる。「ゾーン」は何か人知を超えた恐ろしい空間であると同時に(かつて「ゾーン」に入った部隊が全滅したという)、これらの侵入を試みる人々の、行き詰った日常を打破してくれる聖なる「何か」なのであり、案内人は「ゾーン」の核心部分にあるといわれる「願いをかなえてくれる部屋」に最短距離などで近づいてはならず、わざと遠回りして地下のトンネルをくぐったり、水たまりを進んだり、苦行のような不可思議な行動をとる。疲労困憊しながら、ようやく廃墟のような「部屋」の一手手前まで来るが、「願いがかなう」と言われているのに、案内人を含め、誰一人としてその「部屋」に入ろうとしない。意識上の願いをかなえようと部屋に入っても、無意識の欲望が実現して自殺してしまった前任の案内人の話を聞かされていたからだ。部屋に入る勇気がない代わりに「科学者」は爆弾で「部屋」を破壊しようとさえるが、「ゾーンは私達の希望だ」と泣きつく案内人に止められる。結局、皆、「ゾーン」から退散して各人の日常に散っていく。最後まで「ゾーン」が本当のところ何なのか全貌を明かさないが、「ゾーン」とは閉塞する後期ソビエト社会の「はけ口」と言ってみたくもなるし(現に登場人物たちは皆、ソビエト社会のメインストリームから落伍した感じの病んだ人物ばかりである)、あるいは「ゾーン」とは人間の「無意識」を投影させた空間と言えなくもない。

- (37) 「法維持機関」правоохранительные органы (法擁護機関なども訳し得る) という括り方は、権力分立が否定されていた社会主義時代の内務、検察、裁判所などの総称であり、かつては一眼となって「犯罪との闘争」などを行うとされた。ソ連解体後も、この総称が慣用的に使われることも多いが、現代ロシア憲法では権力分立や司法権の独立が原則となっているため、「法維持機関」から裁判所を除外する傾向にもあるが、例えば2016年にモスクワで出版された大

喩ともなり得ることに気づかされるまでに、そう長く時間はかからない。ロシアの種々の「掟の門」では、往々にして門番に行く手を阻まれ——「担当者はいない」、「私には権限がない」、「別機関を当たれ」——何としてでもそこをくぐり抜けようとしている間に消耗を余儀なくされる。行く手を拒む分厚い官僚機構の門番達は、『掟の前で』の門番と同様に、門の中について熟知しているわけではなく、「権限もない」が、同時に、横柄に来訪者を追い返したり、必要以上に待たせたり、たらい回しにしたり、いわば倒錯した「権限」を発動しているし、実は仲良くなれば、何かインサイダー情報を教えてくれる可能性もある。ロシアの掟の門番は、「この門はお前のためにだけ用意されたものだ」とは言わないとしても、「公式の法や正義の建前を真に受けるな、数々の門の向こう側には、お前の期待する正義や道理など、実は何もないのだ、そのことをお前にわからせるために用意されたのが、この門だ」とひそかに耳打ちしてくれるかもしれない。門の向こうに何かがあると思って耐えてきたが、実は「何もない」と真実を知ったとき、時すでに遅しである。

このようにして、非人格的な官僚装置の門が、自分に向けられたものであるという寓話めいた逆説も、多少なりとも理解できる。

実は類似のことを、ソ連時代に国外追放された作家のソルジェニーツインが『収容所群島』で書いている。スターリンの大テロル（とりわけ1937-1938年の2年間に約70万人が反革命犯罪で銃殺刑に処せられる）の時期に猛威を振るった即決の準裁判機構の「トロイカ」（規程上は地域の内務人民委員部、検察、党の責任者の三者によって構成され、そこに裁判官はいない）について、ソルジェニーツインは、ロシア革命後の内戦時代の革命裁判所以上に恐ろしい

---

学生向けの教科書『ロシアのロシアの法維持機関』（第5版）では、検察や治安機関に先立って裁判所が「法維持機関」の筆頭に挙げられている。ただ、こうした教科書も現代ロシア憲法の諸原則を前提に説明がなされているわけだから、「法維持機関」という総称が依然として用いられているからといって（そこに裁判所も含まれているからといって）、「ソ連的な法文化の残滓だ」などと言って目くじらを立てるほどでもないように思われる。

存在であるうえに、「トロイカ」は謎めいた機構であり、秘密のヴェールをまとい、その委員の名前すらわからないという。「私たちはただ女子タイピストを通じて判決書を渡されるだけである」。そして、このようなヴェールにつつまれた「トロイカ」では、いったいどのような審議が行われているのかもわからず、「いつの日か、そんな審議など一度も行われたことはなく、ありもしない議事録からの抜粋を作っていた経験豊かな女子タイピストの一人と、その女子タイピストたちを指導していた事務官が一人しかいなかったことを私たちがつきとめたとしても、それは決して奇蹟でもなんでもないだろう<sup>(38)</sup>」。むしろ、こうした「ありもしない議事録からの抜粋」云々は、ソルジェニーツインの文学的想像力によるものだが、現に後世明らかになったことによれば、実際に反革命犯罪の事実認定に関する詳細な審理が存在していたわけではなく（大半は事実無根であろう）、内務人民委員部の作成した地域ごとの大量の逮捕者数ノルマ<sup>(39)</sup>にしたがって手当たりしだいに逮捕が繰り返され、軍人や高位の要職者などで裁判所で形式的な審理を受ける場合でも、あらかじめ判決文がタイプ打ちにされていた<sup>(40)</sup>。そう考えるとソルジェニーツインの想像力も、あな

(38) ソルジェニーツイン（木村浩訳）『収容所群島1918-1956：文学的考察』第1巻（新潮社、1974年）273-274頁。

(39) 1937年7月20日付けの内務人民委員部業務命令「元クラーク、刑事犯その他の反ソ分子の抑制について」J. Arch Getty, Oleg V. Naumov, *The Road to Terror: Stalin and the Self-Destruction of the Bolsheviks, 1932-1939*, pp.473-480. ゲッティ・ナウモフ（川上・萩原訳）『ソ連極秘資料 大粛清への道—スターリンとボリシェヴィキの自壊1932年-1939年』大月書店、2001年、500-506頁。

(40) 当時のソ連邦最高裁判所は、刑事部、民事部、軍事部、鉄道部、海運部から成っていた。軍事部は、軍幹部の犯罪や、（一般人であっても）祖国反逆罪や反革命罪の行為を審理対象とした。なお、最高裁なので、上訴された事件を扱うという誤解を受けるかもしれないが、これら祖国反逆罪や反革命罪の事件に関しては、最高裁が第一審で最終審であった。「大テロル」期に、本人の弁明を聴く「公判」の開廷時間は、せいぜい5分～10分程度（長くて30分）、いったん閉廷された後（15分程度）、判決が言い渡された。しかし、これらの時間からして、判決文は、開廷前にすでにタイプ打ちされていたと言われる。以上の事例研究としては、以下の文献がある。Н. Г. Смирнов, *Репрессированное*

がち現実からかけ離れているわけではない。秘密のヴェールの向かう側は不在であり（期待される「審理」などは存在しない）、大事なものはヴェールそのものである。<sup>(41)</sup>

## 5. 「ヨブ記」とリヴァイアサン

兵役時代のニコライの旧友で弁護士のドミトリーは、ニコライに対して、依頼された弁護士としてのみならず友人としても務めを果たそうとする。市を相手どって起こした裁判で勝ち目がないとなると、市長ヴァディムに、腐敗の証拠ファイルをつきつけて新たに「参戦」してまでも、土地の接収をやめさせようとするわけだから、ドミトリーは、悪に挑む正義のように思えなくもないが、『リヴァイアサン』をとりまく人間模様は複雑のようである。ドミトリーは、それなりにやり手の弁護士として現れるが、どことなく孤独でもあり、信仰の話題になったときも、「私は神ではなく事実を信じる」とクールに言っている。法律家らしい言明かもしれないが、さほど含蓄のある言葉ともいえず、情熱というよりは、神亡き時代のニヒリズムの一端のようでもある。そのドミトリーは、ニコライが警察に身柄を拘束されている間に、ニコライの妻リリアと情事に及んでしまうのである。

そもそもニコライの妻リリアは、腐敗した市長権力相手に先祖伝来の土地を

---

правосудие, Москва, Гелиос АРВ, 2001.

- (41) むろんカフカの「掟の門」と違って、ソルジェニーツィンが言っているスターリン主義の「トロイカ」の「掟の門」は人々にとって恐怖の対象である。その際、当時、逮捕された人々の大半は、「話せば（無実であることを）わかってもらえる」と信じていたという。ところが、ソルジェニーツィンが紹介している当時のエピソードによれば、自分が反革命犯罪のいかなる条項によって有罪なのか、法典を見せて欲しいと取調官に頼んだところ、法典は自分のところにも上司のところにもなく、そもそも法典は、あなたの方のためではなく我々のためにある、と取調官は答えたという。これは前掲注36でデリダが指摘している「掟の使者であると同時に掟との関係を遮断する」ことである。

守ろうとするニコライの孤軍奮闘に対しても、どこことなく醒めていて、むしろ今住んでいるこの土地を出たがっていたのである。停滞したロシアの地方都市の心象風景としてはありがちなことで、(仮に土地を守れたとしても)そこでの生活に何か希望や夢があるようにも思えなかったからである。また一人息子のロマも、ニコライの先妻の子で、難しい年ごろのせい(おそらく中学生くらい)、何かと反抗的で、リリアはロマに手を焼いており、熱しやすいニコライも息子の口答えに対しては、口よりも先に手が出てしまうことがある(それを傍らで見ていたドミトリーは、ニコライに「手を出してはいけない」と常識的なアドバイスをする)。

ロシアではむしろありふれた家族かもしれないが、家族が結束している風でもなさそうである。それどころか、孤軍奮闘するニコライの手助けのために(旧友としても弁護士としても)モスクワからやってきたドミトリーは、皮肉なことにニコライの家族崩壊の引き金を引いてしまう。ニコライの妻リリアとしても、ドミトリーとモスクワに駆け落ちするというシナリオも考えられないわけではないが、実際にそうなるわけでもなく(ドミトリーが望んでいなかっただろう)、ある日、ニコライがまだ眠っている早朝に、うつろな表情で家を出たリリアは、自宅から近い海に面した断崖絶壁付近にたたずんでいる。その後、リリアは職場に來た形跡もなく、ニコライは何度リリアの携帯電話に連絡しても足取りがつかめず、「モスクワに駆け落ちしたのではないか」という周囲の噂話も聞くが、結局、後日溺死体で発見される。投身自殺をしていたのだろう。

ところでホップズが国家の比喩として用いた「リヴァイアサン」という怪物は、旧約聖書の中の「創成期」ほか、「ヨブ記」などで登場することが知られている。実はズヴァギンツェフが本作品で「リヴァイアサン」というタイトルを思いついた当初、ホップズ『リヴァイアサン』を読んだことがなく、むしろ「ヨブ記」を読んでいたからだったという。

ズヴァギンツェフ『リヴァイアサン』から、ロシア＝リヴァイアサンの横暴に立ち向かう市民という図式と、正義が果たされないことの無念さということだけをくみ取るのであれば、話としてはわかりやすいが、以下の通り、ニコラ

イと顔見知りの地元のヴァシリー神父とのやり取りは、物語全体に微妙な色彩を加えており、そのことは、ロシア＝リヴァイアサンの楕円の焦点のひとつであるロシア正教の役割にとっても、看過できないファクターである。

妻の死後も、ニコライは酒浸りの日々を送り、地元の商店でウォッカを2本買い求めた後に、店からパンを布袋に入れて背負って出てきたヴァシリー神父に、酩酊状態のまま話しかける（話しかけるというよりは、酔った勢いでからむ）。

ニコライ 「いったい、あなたの“哀れみ深い神”はどこにいるんだ？」

ヴァシリー神父 「私の神は私と共にある。あなたの神はどこかわからない。誰に祈りを？ 教会でも見かけないし、精進もせず、聖体礼儀もせず、懺悔にも来ない。」

ニコライ 「ろうそくに火をともして祈りをささげていれば、万事は変わっていたとでも？ 今から始めても遅くないのか？ 妻が戻るとでもいうのか？ 家が戻ってくるのか？ もう手遅れだろう？」

ヴァシリー神父 「わからない。主のなさることは謎だ。」

ニコライ 「わからないって？ だったらなぜ懺悔しろという？ 何なら分かる？ 飲むか？（ウォッカのビンを差し出す）」

ヴァシリー神父 「いらない。“お前はリヴァイアサンを鉤にかけて引き上げ、その舌を縄で捕えて、屈服させることができるか。彼がお前に憐れみを乞い、丁重に話したりするだろうか。この地上に、彼を支配する者はいない。彼は誇り高い獣すべての上に君臨している。”」

ニコライ 「ヴァシリー神父、俺は人と話をしているのに、謎かけか？ 何のために？」

ヴァシリー神父 「ヨブという男がいたのをご存知か？ あなたのよう悩んでいた。なぜこうなのか、なぜ自分ばかりが、と。全身を皮膚病に襲われ、妻は彼の誤りを正そうとし、友は“神を怒らせてはならない！”と論じた。どちらにしても、彼はいきり立ち、途方に暮れていた。ついに神が哀れんで、

嵐となって彼の前に現れた。すべてをわかりやすく説明した。」

ニコライ 「それで？」

ヴァシリー神父 「彼は運命を受け入れ、140歳まで生きて、子や孫の四世代までを見届けた。充実した日々を送るなか、老いて亡くなった。」

ニコライ 「おとぎ話か？」

ヴァシリー神父 「そうじゃない。聖書に書いてある。<sup>(42)</sup>」

ヴァシリー神父とのやり取りはここで終わっており、ニコライは合点がいかないながらも、神父がかついでいたパンのつまった布袋を、至近距離にある神父の自宅まで運ぶのを手伝って、そこで神父と別れている。ヴァディム市長が度々面談していた高位の神父と違って、ヴァシリー神父は、一見して慎ましやかな服装に身をつつんで、質素な住居にすることがわかる（ソ連時代との比較でいうと共産党幹部と末端の党員との違いに似ている）。「権力は神がもたらす」と述べたヴァディム市長御用達の神父と異なって、ヴァシリー神父は、ニコライに、神から見放されかけた「ヨブ」について話している。

おそらく、ここではニコライが「ヨブ」であろう。ニコライにも幸せな日々があっただろうが、今や土地も二束三文で接収されることが決まり（裁判で負け）、旧友の弁護士ドミトリーと情事に及んだ妻リリアにも死なれ、それに追い打ちをかけるように、さらに過酷な運命が待ち受けている。ヴァシリー神父がそのことを見透かしているかはわからないが、神父はニコライに救いの手を差し伸べたというよりは、神以外に何人も救いようがないことを告げるのである。

ヴァシリー神父が「お前はリヴァイアサンを鉤にかけて引き上げ、その舌を縄で捕えて、屈服させることができるか・・・」と言っている部分は、実際に「ヨブ記」の第40章から41章にかけて、ヤハヴェがヨブに应えているところか

---

(42) 日本語字幕を参考にしたが、簡潔を旨とする字幕に対して、聴き取りのうえ若干の語句を補ったりした。神父の聖書からの引用部分の翻訳に際しては、「新共同訳」を参考にした。

らの引用である。ヴァシリー神父はなぜ、ニコライにリヴァイアサンについて話し始めたのであろうか。神父が断片的に暗唱している「ヨブ記」のリヴァイアサンについての記述をひと通りみてみると；

「お前はリヴァイアサンを鉤にかけて引き上げ、その舌を縄で捕えて、屈服させることができるか。

お前はその鼻に綱をつけ、顎を貫いてくつわをかけることができるか。

彼がお前に繰り返し憐れみを乞い、丁重に話したりするだろうか。

彼がお前と契約を結び、永久にお前の僕となったりするだろうか。

お前は彼を小鳥のようにもてあそび、娘たちのためにつないでおくことができるか。

お前の仲間は彼を取り引きにかけ、商人たちに切り売りすることができるか。

お前はもりで彼の皮を、やすでで頭を傷だらけにすることができるか。

彼の上に手を置いてみよ。戦うなどとは二度と言わぬが良い。」（ヨブ記 40：25-32、新共同訳）

「勝ち目があると思っても、落胆するだけだ。見ただけでも打ちのめされるほどのだから。

彼を挑発するほど勇猛な者はいまい。いるなら、わたしの前に立て。

あえてわたしの前に立つ者があれば、その者には褒美を与えよう。天の下にあるすべてのものはわたしのものだ。

彼のからだの各部について、わたしは黙ってはいられない。力のこもった背と見事な体格について。

誰が彼の身ごしらえを正面から解き、上下の顎の間に押し入ることができようか。

誰がその顔の扉を開くことができようか。歯の周りには殺気がある。

背中では盾の列、封印され、固く閉ざされている。

その盾は次々と連なって、嵐の吹き込む隙き間もない。  
一つの盾はその仲間に結びつき、つながりあって、決して離れない。  
彼がくしゃみをすれば、両眼は、曙のまたたきのように、光を放ち始める。  
口からは火炎が噴き出し、火の粉が飛び散る。  
煮えたぎる鍋の勢いで、鼻からは煙が吹き出る。  
喉からは燃える炭火、口からは炎が吹き出る。  
首には猛威が宿り、顔には威嚇がみなぎっている。  
筋肉は幾重にも重なり合い、しっかり彼を包んでびくともしない。  
心臓は石のように硬く、石臼のように硬い。  
彼が立ち上がれば神々もおののき、取り乱して、逃げ惑う。  
剣も槍も、矢も投げ槍も、彼を突き刺すことはできない。  
鉄の武器も麦藁となり、青銅も腐った木となる。  
弓を射ても彼を追うことはできず、石投げ紐の石ももみ殻に変わる。  
彼はこん棒を藁と見なし、投げ槍のうなりを笑う。  
彼の腹は鋭い陶器の破片を並べたよう。脱穀機のように土の塊を碎き散らす。  
彼は深い淵を煮えたぎる鍋のように沸き上がらせ、海をるつぽにする。  
彼の進んだ跡には光が輝き、深淵は白髪をなびかせる。  
この地上に、彼を支配する者はいない。彼はおののきを知らぬものとして造られている驕り高ぶるものすべてを見下し 誇り高い獣すべての上に君臨している。」(ヨブ記41：1-25-26、新共同訳)

人間がそもそもリヴァイアサンを屈服させたり、飼い慣らしたりすることはできず、ましてやりヴァイアサンは人間を憐れんではくれない。勝算をもって臨むだけ無駄である。「彼がお前と契約を結び、永久にお前の僕となったりするだろうか」というくだりは、ホップズの『リヴァイアサン』＝社会契約論というイメージからはずれるかもしれないが、本来、リヴァイアサンは契約によって拘束されるような存在ではないのである。

ヴァシリー神父は、ニコライに、(権力相手に闘っても)勝ち目はない、(個人的悲劇についても)なぜ自分ばかりが、と問うてはならない、運命を受け入れろ、と暗に言っているかのようである。ロシア＝リヴァイアサンは、法の支配が貫徹するような存在ではないし、まともに相手をしてはならないのである。世俗的な法廷闘争など、すべきでないということでもある。こうした心がけは、法ニヒリズムとも符合する。

その後、追い打ちをかけるようにニコライ自身が、妻リリアを殺害した(殴打して殺害した後には自殺と見せかけた)として逮捕される。取調官から、妻殺害の状況証拠の数々を淡々と突きつけられ、自白を促される。コーリャはもちろん自白するわけではないが(映画を観る視点からすれば彼が無実なのは明らかである)、かといって無実を果敢に主張するわけではなくて、むしろロシア＝リヴァイアサンの圧倒的な不条理の力の下で、さめざめと泣くしかない。日頃は負けん気で屈強なニコライが、あらゆる闘いに敗れて、あらゆるものを失って絶望している。

妻殺害の状況証拠として有力視されたのが、ニコライの家族とドミトリー、そしてニコライと家族ぐるみで付き合いのある友人の交通警官の家族らが郊外の川辺にバーベキューと射撃を楽しみに行った時の顛末である。ニコライらが射撃に興じている間に、ニコライの妻リリアとドミトリーが、少し離れた岩場の陰で情事に及んでいるところを、岩場を探検していた子供達に発見され、ニコライの知るところとなり、(映画の中では直接そのシーンはないが)ニコライはドミトリーを殴打したとされている。そして妻にも「殺してやる」と叫んだと言われる。実際、ドミトリーの顔には、あざができており、ニコライに殴打されたことは、ほぼ間違いないだろうし、その場に居合わせた知人の証言通り、激高して「殺してやる」と叫んだことも十分に考えられる。

そして取調官はニコライにいう。

「凶器と見られる鈍器だが、お前の敷地内の建物から被害者の傷口と形が一致するハンマーが見つかった。現在、鑑定中だ。何か言いたいことは？こ

れは個人的な助言だが、全面自供しろ。有罪は間違いないが、自供すれば刑の減軽もあり得る。刑法105条1項によれば、刑は15年以下の懲役。加重要素があれば20年以下の懲役となる。それと殺人事件の被疑者として48時間身柄を勾留し、裁判所に勾留状を請求する。逃亡の危険性と捜査妨害の恐れがあるからだ。最後に弁護依頼権がある。弁護人がいなければ国選弁護人を手配する。<sup>(43)</sup>」

刑事手続上の「人権」がソ連時代と比べてやや前進しているのは、「法治国家」のなせるわざかもしれないが、もし凶器のハンマーが本当に見つかったのであれば、それは捜査機関による証拠の捏造の疑いも出てくる（ニコライは、妻リリアが早朝に家を出て行った際、まだ寝ていた）。上訴が棄却された際の判決は、自由剥奪15年であり、土地収用の一件に関する判決の時と同じ裁判長によるものであった。

実は、彼女（裁判長）は、ドミトリーがヴァディム市長に直訴に来た後に、市長の執務室に、警察署幹部、検察官らと一緒に集まっていた。ドミトリーが、汚職スキャンダル暴露を臭わせて「取引」を要求してきたことへの対応を協議するために集まっていたのである。その際、集まった裁判長や検察官らは、市長から愚痴を聞かされ、一年後に控えている市長選で落選したら、「お前らも道連れだ」と恫喝される。それに対して、警察署幹部にいたっては、「あの

---

(43) ロシア連邦刑法典105条（殺人）では、その1項で、故意の殺人を6年以上15年以下自由剥奪刑と定め、2項で、二人以上の殺人、残虐な方法による殺人、復讐の動機による殺人、人種的・民族的・宗教的な憎悪の動機による殺人などの加重要素を列挙し、それらに該当する殺人を8年以上20年以下の自由剥奪刑または終身刑、もしくは死刑と定めている。ただし、死刑についてはエリツィン大統領時代にロシアが欧州人権条約に加盟し、死刑廃止を求める第6議定書にも調印したものの、ロシア連邦議会で批准されないまま、エリツィン大統領が死刑執行に拒否権を発動し、憲法裁判所もそれにお墨付きを与えてきたため、ロシアは実質的に死刑廃止（停止）国になっている。プーチン大統領も、死刑復活には反対の立場である。

弁護士を脅してみても」と市長に提案する。あまりにも露骨な言い方だったためか、直後に「法に触れない範囲で」と申し訳程度に付け加えるのだが。

これらのことから、地域の裁判所、検察、内務省（警察）の幹部らは、当該市長権力と、ある種の癒着関係にあることがわかる。仮に市長が次期選挙で落選した場合に、実際に「道連れ」になるかどうかはともかく、市長権力が安泰である間は、何らかのそれぞれの役職に付随する便宜や役得があると推測できる。

ニコライの有罪判決言い渡し（上訴棄却）後、レストランで食事をとっていたヴァディム市長の携帯電話が鳴る。「15年か、そりゃよかった（＊ロシア語の「スラヴァ・ボーク」、「神に栄光あれ」の定型句）、身の程を思い知っただろう」。市長は晴れ晴れとした表情で、冤罪判決を祝って、酒を追加注文する。

ヴァディムは、まるで「ヨブ記」でヤハヴェにヨブの苦難をそそのかしたサタンのようなものである。

この刑事裁判でニコライは、市長権力の意向を裁判所が忖度する形で有罪判決を下されたと考えるのがむしろ「合理的」であろう。『リヴァイアサン』の邦語タイトル『裁かれるは善人のみ』は、おそらくこうした側面を意識してのことだと思われる。確かにニコライは、気性も荒く酒飲みで時には暴力的であったが、妻リリアとドミトリーとの一件後も、反抗的なわが子にリリアのことを「いいやつだ」と擁護してみたり、ロシア的な意味で「善人」であり、少なくとも「ニヒリスト」ではなかった。『カラマゾフの兄弟』の例えでいうと、カラマゾフ家の次男イワンは、無神論者のニヒリストとして立ち現れ、思慮深いがどこことなく醒めている彼は、「神ではなく事実を信じる」という弁護士ドミトリーと似ていなくもないが、それに対してニコライは、カラマゾフ家の長男ドミトリーのような、ロシア的な気質を体現している。ドミトリー＝カラマゾフの父殺しの容疑による陪審裁判の様相が出てくる章は「誤審」судебная ошибкаというタイトルだったように、ニコライの妻殺しの裁判もまた「誤審」というべきもののなのだろう。

## 6. まとめにかえて：法ニヒリズムとアウトロー

『リヴァイアサン』では、統治者の法ニヒリズムについて、市長権力が、裁判所、内務（警察）、検察とも癒着しつつ、ニコライの土地収用では、その合法性のお墨付きを裁判所から得つつ、また市長権力に立ち向かう弁護士ドミトリーを、殺害を避けつつも暴力で脅し、最終的にはニコライを妻殺害の疑いで有罪判決を科して破滅に追い込んでいくという、民衆を痛めつける法の発動という形をとって現れた。そのことは、裏返せば、数々の「掟の門」の前で立ち尽くすニコライもそうであるように、なけなしの法への期待が果たされず、絶望あるいは冷笑に変転していく民衆の法ニヒリズムともなる。

他方、裁判所と並ぶ「権威」のロシア正教会あるいは個々の神父は、権力と民衆に微妙な立場をせまられることになる。帝政ロシア時代から、正教会は権力を下支える役割を果たしてきたし、ソ連時代もスターリン時代を境に、正教会は事実上ソビエト権力を追認する一方で権力の「保護観察」下にあった。現代ロシアでは、大手をふるって「復活」した正教会は、憲法上の世俗国家（14条）の規定にもかかわらず、イスラム教や仏教、ユダヤ教などの「伝統的宗教」の中でさらに（多民族・多宗派国家にもかかわらず）「特別」である。

既述の通りヴァディム市長と度々面談している高位の神父は、「権力は神がもたらす」という。正教会は、一見、政治権力に対して超然としているが、現実には、立派な聖堂や教会を建てることも、そのための土地を確保することも、政治権力によっているのである。実際に、高位の神父は、ヴァディム市長に権威的な目線でアドバイスをしている一方、「君は最も気前のいい後援者だ」と、こびへつらうようなことさえ言う。他方、市長もそうであるように、現代ロシアでは、多くの権力者達は、自覚的な無信仰者あるいは無神論者などでない限り、（ムスリムなどを別にすれば）正教徒として道徳的な威厳を高めようとする。このように政治権力と正教会は、持ちつ持たれつの相互依存関係にある。

『リヴァイアサン』の最終場面では、多くの信者に交じってヴァディム市長も妻子と列席する教会の礼拝の中で、神父は次のように説く。

我々は、再びロシア国民の魂を呼び覚まそうとしている。偉大なる聖アレクサンドル・ネフスキーのすばらしい言葉がある。「神は力ではなく真実に宿られる」。まさしく我々は力ではなく愛で、狡猾さではなく主の知恵で、怒りや憎悪ではなく勇気で、信仰や母国を脅かす敵に打ち勝ってきた。今日、最も重要なのは、いかなる時でも正教の教えに背くことなく、真実を語ってきたことである。真実は神の遺産である。真実は現実を歪めずにありのままに映し出すが、それは神の真実を理解しなければ見出すことはできない。神の真実とはキリスト自身である。使徒パウロは言った。“私の中にキリストが生きておられる”。人がキリストを魂に迎え入れた時、つまりキリストのように考えたり、見たり、そして主が命じるまま行動できた時、初めて真実を手に入れることができる。すなわち出来事を深く見詰め、本当の意味を理解し、善悪を見分けられるようになる。それこそが真実の本質なのだ。十字架を壊しイコンを傷付ける者がいる。十字架像を汚す者がいる。悪魔的な儀式を祈りと呼ぶ者がいる。それらを善意による行いだと説き伏せようとする者がいる。彼らは嘘を真実だとかまかしているのだ。倫理の根幹を壊す者に、どうして自由を説くことができようか？自由とは神の真実を見出すこと。聖書の教えにそうある。神の真実を理解すればあなた方は自由になれる。神の真実を生きる指針とし、擁護する者だけが、真に自由になれる。キリストに結ばれた親愛なる兄弟姉妹たちよ、今日の世界、善悪の基準は目まぐるしく変化する。本当の価値は偽物に取って代わられている。しかしそんな世界にあってなお、我々の道はキリストへと続いている。教会は我々を守り導いてくれるが、教会を形作るのは我々だ。神は共にあり真実と種の愛も共にある（＊列席している説教を聞きながら市長ワディムは子にそっと「神様は全部見てるんだ」と耳打ちする）。信仰を守るのに敵の手を真似てはならない。キリストは真実を照らし即座に嘘を見破った。そのようにして我々も教会と神の言葉の導きを受け、正教を守り続けるのだ。

空疎な言葉の羅列というよりは、初歩的な「イデオロギー批判」の教材のよ

うであり、例えば「我々は力ではなく愛で、狡猾さではなく主の知恵で、怒りや憎悪ではなく勇気で、信仰や母国を脅かす敵に打ち勝ってきた」という時、現代ロシア社会が力（暴力）や狡猾さ、怒りと憎悪に満ちてきたことは、もはや明らかであり、「真実」とは「権力」の隠語であり、それに異議を唱えるのは、「十字架を壊しアイコンを傷付ける者」である。総じて、この「権力に従え」という隠れたメッセージは、統治者の法ニヒリズムを補強しているかのようである。

冒頭でも紹介したメドヴェージェフ元大統領がしきりと強調していた「ロシア＝法ニヒリズムの国」に関して、彼のもうひとつの持論は、法ニヒリズムは決してロシア革命以後に固有のことではないにせよ、帝政ロシア時代には法ニヒリズムが宗教的感情によって緩和され、ロシア革命後、そうした宗教的、道徳的な基盤が崩壊した、ということである。<sup>(44)</sup>確かに法ニヒリズムは革命直後の国内戦時代はもとよりスターリン時代の「階級闘争の激化」の題目、未曾有の「大テロル」の下でいっそう加速したとみることもできる。だが、現代ロシアにおいてロシア正教がかなり復興してきたことによって、法ニヒリズムが何か宗教的感情によって緩和されているとみることができるかという点、疑問もある。

とはいえ、「掟の門」の前に立ち尽くすニコライのような人物に対して、ヴァシリー神父のように、救済とまではいかないにしても、宗教的言説が何らかの治癒の役割を果たすこともないわけではない。今回、それは「ヨブ記」という苦難の物語の想起という形をとった。ただしその場合でも、「リヴァイアサン」は、しょせん立ち向かえる相手ではないのである。このことによって法ニヒリズムは徹底されるとみることもできるが、そこには、ある意味でトルストイのユートピア的な法ニヒリズムに通底するものも見られる。

トルストイであれば、『リヴァイアサン』に登場するような「法維持機関」

---

(44) Аналитическим центром компании «КоРаНИС», Правовой нигилизм в зеркале российских СМИ, январь 2007- апрель 2008, С.24.

の立役者達（裁判長、検察官、警察署長など）のことを、間違いなく「合法的な犯罪者」と呼んだであろう。トルストイが、長編小説『復活』などで当時の帝政ロシアの司法制度に対する不信感をあらわにしたことは、一般によく知られている。それは単に当時のロシアの司法制度の腐敗や墮落に対する義憤という次元にとどまらず——それだけなら法の尊厳の回復といったことになるが、そうではない——トルストイのキリスト教アナーキズム的な法ニヒリズムは、より根源的であり、後の革命時代のボルシェヴィキの法ニヒリズムよりも根源的かもしれない。

トルストイは、法による統治や、そもそも応報原理すらも否定してしまう。そして放っておくと無秩序になるから、強制力のある法が必要になるのではなく、法の墮落にもかかわらず、人々のなかに多少なりともある慈悲や相互扶助によって、<sup>(45)</sup> かりうじて社会の秩序が維持されているという。またトルストイ的な主体は、つきつめていくと、もはや「よき市民」ordinary citizenではなくて、法の保護外に放逐されたアウトローである。「カチューシャ」も裁判上の手続的瑕疵が回復されることなく実質的には法の保護を奪われたまま流刑になってしまう。「神父セルギイ」も、かつては将来が約束された皇帝側近の侯爵であったのだが、結婚を目の前に、とある出来事から、それまでの一切の関係を断って修道僧となる。それでも名声と誘惑から逃れられず、「神から見放され」かけた彼は、最終的に修道院からも離脱して着の身着のまま巡礼に出る。やがて国内旅券不保持のため官憲に拘束されて誰何され、「旅券など持たない神の僕」と応えたセルギイは、浮浪者とみなされシベリアに追放されてしまうが、そこ

---

(45) 筆者が、1992年から93年にかけてモスクワに居住していた頃、ソ連解体の余波で、「法維持機関」は壊滅状態にあり、治安も悪化していたが、社会が溶解してしまったかというところではなく、人々の中に多少なりともある相互扶助や慈悲が、なにがしかの秩序を維持していた側面もあり（ハイパーインフレと生活苦で街頭に物乞いに出始めた年金生活者などに施しものをしていく人々は多かったし、街角のいたるところに自然発生的に「交換経済」の場ができていた）、そう考えるとトルストイの言っていることは、一定のリアリティがあるかもしれない。

に新天地を見出す。「旅券など持たない神の僕」というのは、法に拒絶されるか、あるいは法から遠心化していくほど「神を感じる」（セルギイ）ということである。こうしたトルストイ的なアウトローは、（アウトローになることを望んだわけではないが）「ヨブ記」を聞かされたニコライの運命を暗示している<sup>(46)</sup>。

「ロシア＝法ニヒリズムの国」を政治家として広めたメドヴェージェフは、法ニヒリズムの克服に際して、市民による法の尊厳を取り戻すための権力者、公職者の自制や汚職追放、ひいては法の支配の貫徹といった、啓蒙主義的なスタンスに立ち、政治家の言動としては別に異存ないが、ロシア＝リヴァイアサンの構図は、かなり強固なものであり、簡単に崩れるものではない（ロシア史の教訓によれば何かシステムが崩れ落ちるのは革命かさもなければ自壊かによる）。「ツァーリ信仰」——悪いのは中間搾取者や私腹を肥やしている役人達でありツァーリが世直しをしてくれる——のごとく大統領の支持率が高くても、

- 
- (46) 「ヨブ記」については古今東西、様々なことが書かれてきたが、日本語の古典的書物としては内村鑑三『ヨブ記講演』があるだろう。そこで内村は「ヨブの苦しみ」について次のように言っている。「ひととはよく「ヨブの苦み」という。そして産（＊財産のこと）を失い、妻子を失い、難病に悩む類のことを意味する。しかしこれ果たして「ヨブの苦み」であろうか。彼はすべての災禍には堪えたのである。産を失い、子女を失い、身は癩病の撃つところとなりても彼はこれに堪えたのである。彼の苦みは他に在ったのである。神は故なくして彼を撃った。神は彼を苦しめている。彼の信ずる神は彼の敵として彼を攻めている。ために彼の信仰は今や失せんとしている。彼の最も信頼する者が彼の敵となった。ために彼はこの者を離れんとしている。しかしながら失せんとしている信仰を、思いきって棄ててしまふに堪えない。離れんとしている神を、一思いに離れてしまう事は出来ない。失せんとするものを保たんとし、離れんとする者を抑えんとす、ここにヨブの特殊の苦しみがある。すなわち暗中にありて強いて信仰を維持せんとする苦しみである。この事を知らずしてヨブ記を解することは出来ない。」（岩波文庫版、135頁）。「ヨブ記」について聞かされたニコライの苦悩およびその後の悲劇は、内村がいうような意味での「特殊な苦しみ」とは異なるであろうし、そもそもニコライが「暗中にありて強いて信仰を維持せんと」しているわけではないが、「ニヒリズム」の蔓延する社会にあって、ヴァシリー神父がニコライに「ヨブ記」について話したのも、決して理由のないことではないだろう。

「法維持機関」に対する信頼度は低く、現代ロシア社会においては、法ニヒリズムを埋めるように、今後も様々な宗教的、あるいは革命的な救済思想がうごめくことになろう。ただし、それは必ずしも救いようのない話なのではない。ゲルツェンが19世紀に民衆の法ニヒリズムや統治者の法ニヒリズムについて触れ、「これは現在にとってはつらく悲しいことである。しかし、未来にとってはすこぶる大きな長所となる」と述べたことが、今、どのくらいリアリティがあるのかどうか即断できないが、現在のロシアは、抑圧的なソ連体制から解放されても、19世紀後半のロシアの文化的、精神状況と、さほど隔たっていないのである。